

群馬県と群馬県内全市町村から 重要なお知らせです

群馬県内全市町村では、平成29年度から
個人住民税の給与からの特別徴収の
実施を徹底しました

事業主の皆様には、従業員の個人住民税を
特別徴収（給与から引き去りし納入）していただきます

※ 個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

- 地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。
- 前年中に給与の支払いを受けていて、当年4月1日に給与の支払いを受けている従業員については、原則としてアルバイトやパート、役員等を含めて全ての従業員から特別徴収していただく必要があります。
- ただし、次の理由【普A～普F】に該当する場合、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

普A：総従業員数（他の市町村を含む事業者全体の受給者の人数）が2人以下（次の普B～普Fの要件に該当する者を除いた人数）の事業者

普B：他の事業者から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）

普C：給与が少なく税額が引けない者（年間の給与支給額が93万円以下又は96万5千円※以下）

普D：給与が毎月支給されていない者（不定期受給者）

普E：個人事業主の親族など、専従者給与が支給されている者

普F：休退職者又は給与支払報告等を提出した年の5月31日までの退職予定者

・上記理由に該当するため普通徴収とする場合は、「異動届出書」を必ず提出してください。

・「普C」の（ ）内の「年間の給与支給額」は、前橋市、高崎市及び桐生市は96万5千円、それ以外の群馬県内の市町村は93万円となります。群馬県以外の都道府県については、従業員がお住まいの市区町村へ確認してください。

裏面もご覧ください

群馬県・群馬県内全市町村

退職や休職等があった場合の手続について

- 退職や休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、市町村に「異動届出書」を提出してください。
- 異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となることがあります。
- 税額変更や普通徴収への切替処理が遅れると、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので、提出期限は必ず厳守してください。

納期の特例について

- 特別徴収した個人住民税の納期限は月割額を徴収した月の翌月10日（土、日曜日又は祝日の場合は翌営業日）ですが、給与の支払いを受ける全従業員（他の市町村も含む）が常時10人未満の事業者は、申請により市町村長の承認を受けることで、毎月の納入（年12回）から年2回（12月と6月）の納入に変更する「納期の特例」をご利用いただくことができます。
- この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の給与からは毎月徴収してください。
- 当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。
- 承認後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合は、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

特別徴収を徹底する取り組みに関するお問い合わせ先

特別徴収の制度概要に関すること

県担当課	電話番号	県担当課	電話番号
群馬県総務部市町村課	027-226-2228	群馬県総務部税務課	027-226-2196

具体的な手続きに関すること（各市町村個人住民税担当課）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号			
あ 安中市	税務課	027-382-1111	く 草津町	税務課	0279-88-7186	な 中之条町	税務課	0279-75-2111			
い 伊勢崎市	市民税課	0270-27-2716	し 渋川市	税務課	0279-22-2113	は 長野原町	税務課	0279-82-2244			
	板倉町	戸籍税務課	0276-82-1111		下仁田町	住民税務課	0274-82-2113	ぬ 南牧村	住民税務課	0274-87-2011	
う 上野村	総務課	0274-59-2111		昭和村	税務課	0278-24-5111	め 沼田市	税務課	0278-23-2111		
お 邑楽町	税務課	0276-47-5011		榛東村	税務課	0279-54-2211	ひ 東吾妻町	税務課	0279-68-2111		
	大泉町	税務課	0276-63-3111	た 高崎市	市民税課	027-321-1218	ふ 藤岡市	税務課	0274-40-2231		
	太田市	市民税課	0276-47-1818		高山村	税務課	0279-63-2111	ま 前橋市	市民税課	027-898-6208	
か 片品村	住民課	0278-58-2111		館林市	税務課	0276-72-4111	み みどり市	税務課	0277-76-0964		
	川場村	住民課	0278-52-2111		玉村町	税務課	0270-64-7703		みなかみ町	税務課	0278-62-2111
	神流町	住民生活課	0274-57-2111	ち 千代田町	財務課	0276-86-7002	め 明和町	税務課	0276-84-3111		
	甘楽町	住民課	0274-74-3131	つ 嬬恋村	税務課	0279-96-0511	よ 吉岡町	財務課	0279-26-2237		
き 桐生市	税務課	0277-46-1111	と 富岡市	税務課	0274-62-1511						

群馬県・群馬県内全市町村